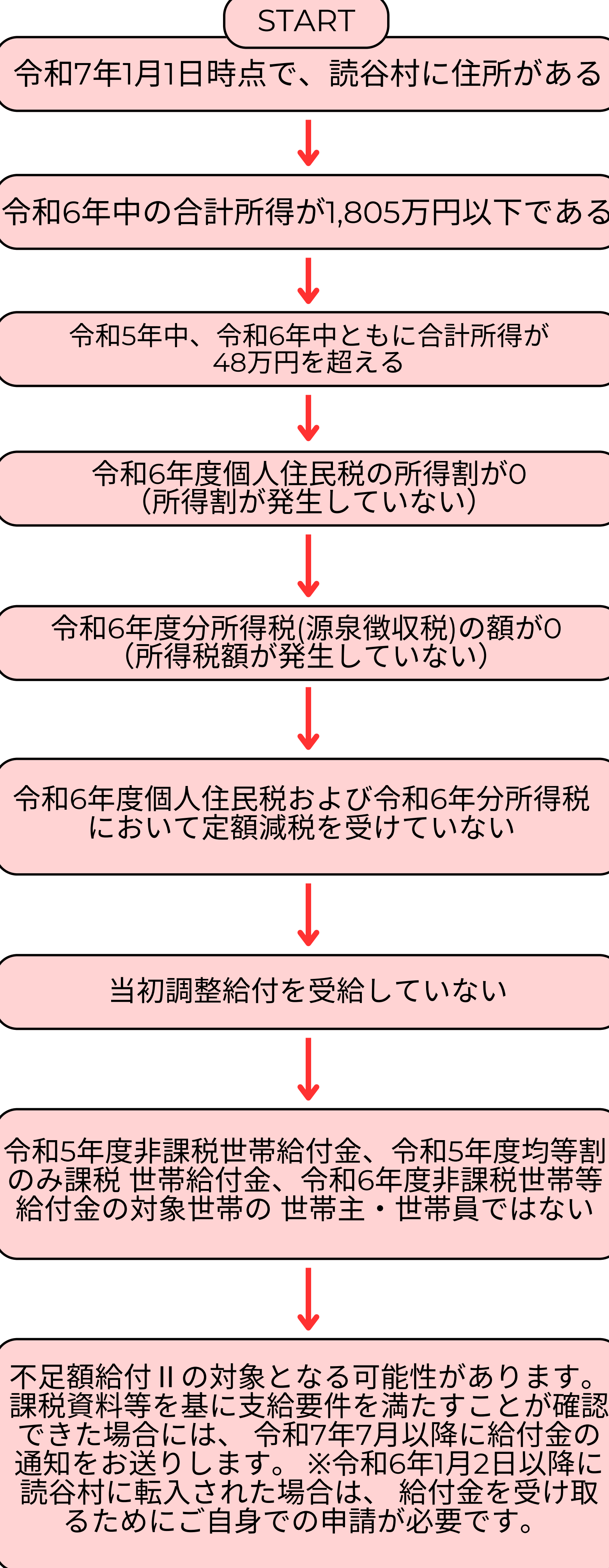


不足額給付Ⅱ 支給要件確認フローチャート

はい： →
いいえ： →

定額減税の適用を受けることとなるため、
不足額給付Ⅱの対象とはなりません。

定額減税の適用を受けることとなるため、
不足額給付Ⅱの対象とはなりません。



読谷村では給付の対象になりません

不足額給付Ⅱの対象とはなりません

自身が（青色）事業専従者である

不足額給付Ⅱの対象とはなりません（扶養親族と
して減税・給付の対象となっていたり、低所得世
帯支援給付の対象となっている場合があります）

本人として定額減税の適用を受けているため、
不足額給付Ⅱの対象とはなりません。

当初調整給付を受けている場合、
不足額給付Ⅱの対象とはなりません

低所得世帯支援給付金の受給対象であった場
合、不足額給付Ⅱの支給対象となりません

※このほか、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は
支給対象となる可能性があります。